

和泉市定額減税不足額給付金支給業務及び支給管理システム構築業務委託

公募型指名競争入札実施要領

1. 指名競争入札に付する事項

- (1) 件名
和泉市定額減税不足額給付金支給業務及び支給管理システム構築業務委託
- (2) 事業名等
和泉市定額減税不足額給付金支給業務
- (3) 事業概要
デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年12月22日閣議決定）における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する定額減税不足額給付金を支給する。
別紙仕様書に基づき、定額減税不足額給付金の支給に必要な一切の業務の委託を行う。
- (4) 履行場所
発注者指定場所
- (5) 履行期間
契約締結日～令和7年11月19日
- (6) 入札比較価格
¥22,296,000円（税抜き）
内訳
 - ・和泉市定額減税不足額給付金支給業務
¥19,101,000円（税抜き）
 - ・和泉市定額減税不足額給付金管理システム構築業務
¥3,195,000円（税抜き）※積算にあたっては、上記の入札比較価格を超過しないこと。
※積算にあたっては、内訳の価格を超過しないこと。
※業務の詳細については、仕様書を参照すること。
- (7) 仕様書等関係図書配布
配布方法：和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード
<配布資料>
仕様書、入札参加申請書、質疑用紙、入札書、入札内訳書、辞退届、指定封筒作成案内、郵便入札注意事項及びチェックシート、各種要綱等
<和泉市公式ホームページ>
<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/zeimusitu/osirase/20031.html>
配布期間：令和7年4月23日（水）～令和7年5月8日（木）

2. 入札参加資格に関する事項

参加者は、関係図書配布開始日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。また、参加者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。

なお、基準日から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消す。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- (ウ) 地方税（本市に本店・支店・営業所等が存する場合に限る。）及び国税の未納がないこと。
- (エ) 参加者、参加者の役員又は従業員が過去10年間、暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他

の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。

- (オ) 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年4月28日制定）による指名停止を受けていない者であること。
- (カ) 大阪府入札参加停止要綱による指名停止を受けていない者であること。
- (キ) 情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。また、契約期間は認証を継続すること。
- (ク) 過去3年間において、本市又は本市と同等規模以上（人口18万人以上）の自治体から給付金業務委託（申請受付、審査及びコールセンター業務）を受注した実績を3件以上有すること。
- (ケ) 統括責任者として、受注者に3年以上雇用されている正規雇用者で、非課税向け給付金業務等の業務委託の管理経験があるものを配置できること。

3. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期間：令和7年4月23日(水)～令和7年5月8日(木) 16時まで
- (2) 提出先：和泉市役所総務部税務室市民税担当
〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 本庁舎1階
- (3) 提出書類：
 - (I) 和泉市における令和6年・7年度の入札参加資格を有している場合
 - ・公募型指名競争入札参加申請書（指定様式）
 - ・担当者名刺
 - ・情報セキュリティマネジメントの認証を受けていることが証明できるもの
 - ・2（ク）及び（ケ）の実績が証明できるもの（様式は任意 実施日時、対象自治体、業務名称、業務内容を記載のこと）
 - (II) (I)における入札参加資格を有していない場合は、公募型指名競争入札参加申請書を提出する際に以下の書類（各種証明書は発行日より3か月以内）を提出すること。
 - ① 印鑑登録証明書 ※写し
 - ② 商業登記簿謄本（登記事項証明書） ※写し
 - ③ 決算報告書一式 ※写し 直近1年分
 - ④ 国税の納税証明書 「その3の3」 ※写し
 - ⑤ 市税の納税証明書（直近2年間） ※市外 事業者の場合は不要
 - ⑥ 委任状（受任者をたてる場合）
 - ⑦ 使用印鑑届
 - ⑧ 暴力団排除に関する誓約書
- (4) 提出方法：直接持参または簡易書留、レターパック（配達補償があるもの）とする。
※簡易書留、レターパックの場合は、**提出期間内必着**（着払不可）とする。

4. 指名通知の通知日時及び方法

公募型指名競争入札参加申請書を提出した者には、公募型指名競争入札指名通知書を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対してはその旨等を通知する。

- ① 通知日時：令和7年5月13日(火) 17時まで
- ② 通知方法：公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。
※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

5. 質疑書の提出期間及び方法

質疑がある場合、下記の方法で提出すること。また質疑がない場合もその旨記載し提出すること。

- ① 提出期限：令和7年5月15日(木) 16時まで
- ② 提出書類：質疑書
- ③ 提出方法：電子メール（teigaku@city.osaka-izumi.lg.jp）で提出する。

※質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

6. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

- ① 通知日時：令和7年5月20日(火)17時まで
- ② 通知方法：公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールで通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

7. 入札保証金に関する事項

和泉市財務規則による

8. 入札方法

- (1) 本入札は、**郵便入札**にて執り行う。
- (2) 入札参加者は、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱（以下「郵便入札実施要綱」という。）、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得を熟読の上、要綱等に記載の方法で配達指定日に入札書等が到達するよう郵送すること。
- (3) 入札参加者の中から入札立会人を2名、市が選任するため、選任された場合は立会うこと。立会人の選任方法等については、「郵便入札実施要綱」「郵便入札について」を参照すること。また、入札参加者の傍聴は可とする。
- (4) 入札書・入札内訳書記入
消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書・入札内訳書には、必要な諸経費の一切を含めた金額（消費税及び地方消費税を除く）を記入すること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額（ただし、端数は円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、入札書には、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、本市へ登録の使用印又は実印を鮮明に押印すること。
- (5) 落札者の決定
入札比較価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札比較価格の範囲内で同価格の入札があった場合は、くじにより落札者を決定する。この場合当該入札者は、くじを辞退することは出来ず、当該入札参加者から選定した入札立会人により抽選を行うものとする。
- (6) 入札（開札）回数は1回とする

9. 郵送書類及び郵送方法

- (1) 郵送書類
 - ① 入札書（市ホームページからダウンロード）
 - ② 入札内訳書（市ホームページからダウンロード）
- (2) 郵送方法
入札書等郵送用指定封筒（指定封筒作成案内を市ホームページで確認）に（1）の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。
 - ① 次のいずれかの方法で郵送するものであること
 - ア、一般書留
 - イ、簡易書留
 - ② 次のいずれかの方法で配達日等の指定をするものであること
 - ア、配達日指定郵便
 - イ、配達時間帯指定郵便（配達時間帯の区分が「午前8時から午前12時まで」であること）

(3) 入札の辞退

入札の辞退においては、配達指定日までに市民税担当に辞退届を提出すること。

10. 配達指定日

令和7年5月27日(火)

「9 郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札及び配達指定日以外に到着した入札は、無効とする。

11. 入札(開札)の日時及び場所

(1) 日時

令和7年5月28日(水)14時00分

(2) 場所

和泉市役所 別館3階 3-4会議室
大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

12. その他入札について必要な事項

(1) 契約保証金

和泉市財務規則による

(2) 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、入札内訳書に記載された金額での単価契約、並びに総価契約を締結しなければならない。(ただし、入札金額を算定するにあたって使用した数量を保証するものではない。)

正当な理由なく契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うものとし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、和泉市財務規則第95条の2第2項の規定により、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 支払方法

受注者から業務委託完了報告書等の提出を受け、発注者による検査に合格後、受注者の適正な請求に基づき支払う。詳細は仕様書参照のこと。

(5) 適用法令

地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則

(6) 入札の無効及び失格に関する事項

郵便入札実施要綱第8条及び第9条に記載。また、入札内訳書の各内訳金額において、事前公表された入札比較価格を上回る価格の入札は失格とする。

<問合先・提出先>

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 総務部税務室 市民税担当

TEL:0725(99)8108

FAX:0725(40)2308

受付期間:土日祝日を除く平日8時45分~17時15分

メール:teigaku@city.osaka-izumi.lg.jp